

松 山 大 学 論 集
第 32 卷 特 别 号 拔 刷
2 0 2 1 年 3 月 發 行

中華人民共和國民法典第三編「契約」(1)

錢 偉 榮

翻 訳

中華人民共和國民法典第三編「契約」(1)

銭 偉 栄

目 次

はじめに

凡例

第三編 契約

第一分編 通則

第一章 一般規定 (463 条 - 468 条)

第二章 契約の締結 (469 条 - 501 条)

第三章 契約の効力 (502 条 - 508 条)

第四章 契約の履行 (509 条 - 534 条)

第五章 契約の保全 (535 条 - 542 条)

第六章 契約の変更及び譲渡 (543 条 - 556 条)

第七章 契約から生じた権利義務の消滅 (557 条 - 576 条)

第八章 違約責任 (577 条 - 594 条)

は じ め に

2020年5月28日に北京市で開かれた第13期全人代第3回会議で、中華人民共和國民法典が採択・公布され、2021年1月1日から施行されることとなった。

民法典の編纂は、1949年10月1日に中華人民共和国成立以来の長年の宿願である。1929年から1931年までの間に公布・施行された中国史上初めての近代的民法典、すなわち中華人民共和國民法は、中華人民共和国の成立とともに中国

大陸でその効力を失った¹⁾ 1950年5月1日に中華人民共和国成立後初めての法律として旧婚姻法が施行された以降、民法典の編纂作業を幾度もスタートさせたものの、いずれも立ち消えになった。第1回(1954年～)および第2回(1962年～)は政治闘争(反右派闘争の拡大と文化大革命)により余儀なく中断された²⁾ 第3回(1979年～)は、当時中国国内がまだ改革開放政策(国内の体制改革と対外開放政策)を実施したばかりで、従来の経済体制が大きく転換されようとするところであり、民法典を制定する機がまだ熟していないという理由で見送られた³⁾ ただし、その時に掲げられた、「成熟したものから先に制定する」という方針のもと、相続法(1985年10月1日施行)、民法通則(1987年1月1日施行)、担保法(1995年10月1日施行)、契約法(1999年10月1日施行)などの単行法が次々と制定された⁴⁾ このような状況の下、2001年から4回目の民法典編纂作業がふたたび始動し、2002年12月に、総則、物権法、契約法、人格権法、婚姻法、養子縁組法、相続法、不法行為責任法、涉外民事関係の法律適用法の計9編からなる民法典草案が全国人民代表大会(国会相当。以下、「全人代」という)常務委員会に上程された。しかし今度は、民法典の内容や構成等について意見が割れたことなどの理由でまたも見送られた⁵⁾ その後、物権法(2007年10月1日施行)、不法行為責任法(2010年7月1日

1) 「中共中央關於廢除国民党的六法全書与確定解放区的司法原則的指示」(1949年2月22日)。旧法を一律に廃棄したことが与える悪影響については、蔡定劍「对新中国摧毁旧法制的歷史反思」法学1997年第10期2頁以下参照。

2) 「新中国民法典編纂歷史沿革」(2016年10月26日。初出：人民日報、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/lfzt/rlyw/2016-10/26/content_1999692.htm (2020年11月24日閲覧)参照。

3) 王晨「關於『中華人民共和國民法典(草案)』的說明(1)」(2020年5月22日)、新華社 <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1667388002729548169&wfr=spider&for=pc> (2020年11月24日閲覧)参照。

4) 王晨・前掲注3)参照。

5) 意見対立の具体的な内容については、蘇新「法学權威之間存在爭議 民法典出台困難重重」(2003年1月5日。初出：21世紀經濟報道)、東方網 <http://news.eastday.com/epublish/gb/paper148/20030105/class014800018/hwz859638.htm>、張維焯「中国步入『民法典時代』——民法總則草案首次提交全國人大常委會會議審議」(2016年8月3日。初出：中国人大雜誌2016年第13期)、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/zgrdz/2016-08/03/content_1994728.htm (2020年11月24日閲覧)参照。

施行)など単行法の制定が続いた。2014年10月23日に中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議において、「法による治国の全面的推進における若干の重大問題に関する中共中央の決定」が採択された⁶⁾。この決定は民法典の編纂を「市場法律制度の建設を強化する」ための重要な施策の一つとして位置付け、これにより、民法典編纂作業は再び議題にあがったのである。ただし、今度の民法典編纂作業では最初から、「二段階方式」が採用された。すなわち、まず民法典総則編として民法総則を編纂し、それから民法典を構成するその他の各編を編纂する、というものである⁷⁾。民法総則は2017年3月15日に、第12期全人代第5回会議において採択され、同年10月1日に施行された。その後すぐに民法典各編の編纂作業に入った。民法総則を審議に付した時の説明では、民法典は、総則編のほか、物権編、契約編、不法行為責任編、婚姻家庭編および相続編「等」から構成されるとされ⁸⁾、意見の対立があったとみられる人格権編⁹⁾について言及を避けたものと思われる。翌年8月27日に、民法典編纂の第2段階とされる総則を除く民法典各編の草案は、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続および不法行為責任の6編構成で全人代常務委員会に上程された¹⁰⁾。

6) 「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」(2014年10月29日)、人民網 <http://politics.people.com.cn/n/2014/1029/c1001-25926893.html> (2020年11月24日閲覧) 参照。

7) 李建国「關於『中華人民共和國民法總則(草案)』的說明(2017年3月8日)」光明日報2017年3月9日第3面参照。二段階方式論は、全人代憲法と法律委員會委員・中国社会科学院法学所孫憲忠教授の提唱によるものとされる。王麗麗「孫憲忠談『民法典編纂分兩步走』方案成為現實」(2019年7月15日。初出: 檢察日報)、https://www.spp.gov.cn/spp/zhuannlan/201907/t20190715_427529.shtml

8) 李建国・前掲注7) 参照。

9) 人格権編をめぐる意見の対立は、梁慧星および孫憲忠を代表とする中国社会科学院派と、王利明や楊立新を代表とする中国人民大学派との間で見られた。梁慧星「民法典編纂中的重大爭論—兼評全國人大常委會法工委兩個民法典人格權編草案」(2018年6月20日。初出: 甘肅政法學院學報2018年第3期)、中国社会科學網 http://cssn.cn/fx/201806/t20180620_4371852.shtml (2020年11月27日閲覧)、「王利明: 民法典編纂中的若干爭論問題—對梁慧星教授若干意見的幾點回應」(2020年6月29日)、觀察者網 https://www.sohu.com/a/404666980_115479?trans=000018_mpcgame (2020年11月27日閲覧) 参照。

10) 「民法典編纂邁出『第二步』! 各分編草案初次提請最高立法機關審議」(2018年8月28日。初出: 新華網)、中國人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/c35179/201808/b1ab21b41c72432391d3c215912bffc8.shtml> (2020年11月27日閲覧) 参照。

訳者はいままで、民法総則¹¹⁾ 物権法¹²⁾ 婚姻法¹³⁾ 養子縁組法¹⁴⁾ 相続法¹⁵⁾ および不法行為責任法¹⁶⁾ をそれぞれ翻訳した。本稿は、第三編「契約」の1部を翻訳したものである。今後の予定としては、第三編の残部および第四編「人格権」の翻訳を終えた後に、いままで翻訳したものを併せて中国民法典の全訳を世に送りたい。

〔凡例〕

- ① 翻訳の底本として、「中華人民共和国民法典」(2020年6月2日)、中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml> (2020年8月28日閲覧)、『中華人民共和国民法典－附草案説明』(法律出版社、2020年6月)を使用した。
- ② 翻訳を補う場合には、[] を使った。
- ③ 条文の本文においてセミコロン「;」が使われているが、前後文の関係性や疑義を生じることの有無などを考慮しながら、適宜、句点「。」または読点「、」を使うことにした。
- ④ 条文の本文とただし書の区切りに、カンマ「,」、セミコロン「;」または句点「。」が使われているが、これを句点「。」に統一した。
- ⑤ 柱書と号の区切りに、コロンの「:」が使われているが、これを句点「。」に統一した。
- ⑥ 号と号の区切りに、セミコロン「;」が使われているが、適宜、これを省略するか、句点「。」を使うことにした。
- ⑦ 条名に使われている漢数字を算用数字に改めた。
- ⑧ 条文が2つ以上の項からなっているときは、各項の冒頭に①②③などの項番号を付した。
- ⑨ 号に付されている(一)(二)(三)などの番号を一二三に改めた。
- ⑩ 原典に付されている目次の章名または節名の後ろにそれぞれの章または節に含まれる条数の範囲を抽出して付け加えた。

11) 「中華人民共和国民法総則」松山大学論集 29巻2号(2017年)251頁以下。

12) 「中華人民共和國物権法」高岡法学 20巻1=2合併号(2009年)107頁以下。

13) 「中華人民共和國婚姻法(仮訳)」高岡法科大学紀要 23号(2012年)101頁以下。

14) 「中華人民共和國養子縁組法(仮訳)」高岡法科大学紀要 23号(2012年)115頁以下。

15) 「中華人民共和國相続法(仮訳)」高岡法科大学紀要 22号(2011年)129頁以下。

16) 「中華人民共和國不法行為責任法(仮訳)」高岡法学 28号(2010年)197頁以下。

第三編 契 約

第一分編 通 則

第一章 一般規定

第 463 条 本編は、契約から生ずる民事関係を調整する。

第 464 条① 契約は、民事主体間において民事法律関係の発生、変更又は消滅をさせるために行われる合意¹⁷⁾である。

② 婚姻、養子縁組及び監護等の身分関係に関する合意については、当該身分関係に関する法律の規定を適用する。[これに関係する]規定がないときは、その性質に従い、本編の規定を準用する。

第 465 条① 法により成立した契約は、法律による保護を受ける。

② 法により成立した契約は、当事者間においてのみ法的拘束力を生ずる。ただし、法律に別段の規定があるときは、この限りでない。

第 466 条① 契約条項の理解について当事者間に争いがあるときは、この法律第 142 条第 1 項の規定に従い、争いのある条項の意味を確定する。

② 契約書が 2 つ以上の言語を用いて締結され、かつ、同等の効力を有するものと約されたときは、各言語版の契約書に使用されている字句が同じ意味を有するものと推定する。各言語版の契約書に使用されている字句が一致しないときは、当該契約の関連条項、性質、目的及び信義誠実の原則等に従って解釈する。

第 467 条① この法律又はその他の法律に明文の定めのない契約については、本編通則の規定を適用し、併せて本編又はその他の法律中これと最も類似する契約に関する規定を準用する。

② 中華人民共和国内で履行する中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契

17) 原文は「協議」。中国民法典における「協議」は、日本民法 151 条 1 項などに見られる「協議」と同一の意味で使われる場合 (510 条など) と、「合意」という意味で使われる場合 (本条など) がある。前者の意味では、さらに「協商」も使われている (533 条など)。

約及び中外合作自然資源探査開発契約については、中華人民共和国の法律を適用する。

第468条 契約によらないで発生する債権債務関係については、当該債権債務関係に関する法律の規定を適用する。[これに関係する]規定がないときは、本編通則の関係規定を適用する。ただし、その性質により適用することができないときは、この限りでない。

第二章 契約の締結

第469条① 当事者は、書面、口頭その他の方式によって契約を締結することができる。

② 書面とは、契約書、書簡、電報、テレックス、ファクシミリ等記載内容を有形的に表現することができるものをいう。

③ 電子データ交換及び電子メール等方式をもって記載内容を有形的に表現することができ、かつ、いつでも出力して確認することができる電磁的記録は、書面とみなす。

第470条① 契約の内容は、当事者がこれを定め、一般に次に掲げる条項を含む。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 目的物
- 三 数量
- 四 品質
- 五 代金又は報酬
- 六 履行期限、履行地及び履行方法
- 七 違約責任
- 八 紛争解決方法

② 当事者は、各種契約のモデル契約書を参考にして契約を締結することができる。

第 471 条 当事者は、申込みと承諾により、又はその他の方法により契約を締結することができる。

第 472 条 申込みは他人との契約締結を欲する意思表示であり、この意思表示は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 内容が具体的で、確定的であること。
- 二 申込受領者による承諾があったときは、申込者は直ちにその意思表示に拘束されることを表明したこと。

第 473 条① 申込みの誘引は、他人に自己への申込みをさせようとする意思の通知である。競売の公告、入札募集の公告、株式の募集説明書、債券募集方法、基金募集説明書、商業用広告と宣伝、送付の価格表等は、申込みの誘引とする。

② 商業用広告と宣伝は、その内容が申込みの要件を満たすときは、申込みとする。

第 474 条 申込みの効力発生時期については、この法律第 137 条の規定を適用する。

第 475 条 申込みは、撤回することができる。申込みの撤回については、この法律第 141 条の規定を適用する。

第 476 条 申込みは、取り消すことができる。ただし、次に掲げる事由があるときは、この限りでない。

- 一 申込者が承諾期間を定めること又はその他の方法により申込みの取消しができない旨を明示に表示したこと。
- 二 申込受領者が、申込みの取消しができないと信ずべき理由があり、かつ、すでに契約を履行するための合理的な準備行為に着手したこと。

第 477 条 申込取消しの意思表示が対話方式によってなされたときは、当該意思表示の内容は、申込受領者が承諾をするまでに申込受領者に了知されなければならない。非対話方式によってなされた申込取消しの意思表示は、申込受領者が承諾をするまでに申込受領者に到達しなければならない。

第478条 申込みは、次に掲げる場合には、その効力を失う。

- 一 申込みが拒絶されたとき。
- 二 申込みが法により取り消されたとき。
- 三 承諾期間内に申込受領者が承諾をしなかったとき。
- 四 申込受領者が申込みの内容に実質的な変更を加えたとき。

第479条 承諾は、申込受領者が申込みに同意する旨の意思表示である。

第480条 承諾は、通知によってする。ただし、取引上の慣習又は申込みの明示により、行為をもって承諾をすることができるときは、この限りでない。

第481条① 承諾は、申込みの定める期間内に申込者に到達しなければならない。

② 申込み承諾期間の定めがないときは、承諾の到達については、次の各号に定めるところによる。

- 一 申込みが対話方式によってなされたときは、直ちに承諾をしなければならない。
- 二 申込みが非対話方式によってなされたときは、承諾は、合理的な期間内に到達しなければならない。

第482条 申込みが書簡又は電報によってなされたときは、承諾期間は、書簡に記載された期日又は電報の発信を依頼した日から起算する。書簡に期日の記載がないときは、当該書簡を投函した時に押された消印の期日から起算する。申込みが電話、ファクシミリ又は電子メール等高速通信手段によってなされたときは、承諾期間は、当該申込みが申込受領者に到達した時から起算する。

第483条 契約は、承諾がその効力を生じた時に成立する。ただし、法律に別段の規定があるとき又は当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第484条① 承諾が通知によってなされるときは、その効力発生時については、この法律第137条の規定を適用する。

② 承諾が通知を要しないときは、取引上の慣習又は申込みの定めに従って承諾と認めるべき行為をした時からその効力を生じる。

第485条 承諾は、撤回することができる。承諾の撤回については、この法律第141条の規定を適用する。

第486条 申込受領者が承諾期間を過ぎた後に承諾を発したとき、又は承諾期間内に承諾を発しても、通常の場合にはその期間内に申込者に到達することができないときは、[その承諾は、]新たな申込みとする。ただし、申込者が遅滞なくその承諾が有効であることを申込受領者に通知するときは、この限りでない。

第487条 申込受領者が承諾期間内に承諾を発し、通常の場合にはその期間内に申込者に到達することができたにもかかわらず、その他の事由により承諾が承諾期間を超えて申込者に到達したときは、申込者が申込受領者に対して承諾が承諾期間を超えたため当該承諾を受領しない旨を遅滞なく通知する場合を除き、当該承諾は、有効とする。

第488条 承諾の内容は、申込みの内容に合致しなければならない。申込受領者が申込みの内容に実質的な変更を加えたときは、新たな申込みとする。契約の目的、数量、品質、代金又は報酬、履行期、履行地と履行方法、違約責任及び紛争解決方法等の変更は、申込みの内容に対する実質的な変更とする。

第489条 承諾が申込みの内容に非実質的な変更を加えたときは、申込者がこれに対して遅滞なく異議を述べた場合、又は承諾は申込みの内容にいかなる変更をも加えることができない旨が申込みにおいて表明されている場合を除き、当該承諾を有効とし、契約の内容は、承諾の内容による。

第490条① 当事者が契約書によって契約を締結するときは、当該契約は、すべての当事者がこれに署名をし、又は印鑑若しくは拇印を押した時に成立する。署名をし、又は印鑑若しくは拇印を押す前に当事者の一方がすでに主たる義務を履行したときは、当該契約は、相手方がこれを受領した時に成立する。

- ② 法律及び法規命令の規定又は当事者の定めにより書面によって契約を締結すべきものとされたにもかかわらず、当事者が書面によってしなかった場合であっても、当事者の一方がすでに主たる義務を履行したときは、当該契約は、相手方がこれを受領した時に成立する。

第491条① 書簡、電磁的記録等によって契約を締結する場合において当事者が確認書の調印を求めるときは、契約は、確認書の調印をした時に成立する。

- ② 当事者の一方がインターネット等情報ネットワークを通して発表した商品又はサービスに関する情報が申込みの要件を満たしたときは、契約は、相手方が当該商品又はサービスを選択し、かつ、注文書を発行することができた時に成立する。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第492条① 承諾が効力を生じた場所は、契約の成立地とする。

- ② 電磁的記録によって契約を締結する場合において、受取人の主たる営業所在地をもって契約の成立地とし、主たる営業所在地がないときは、その住所地をもって契約の成立地とする。当事者間に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第493条 当事者が契約書によって契約を締結するとき、最後に署名をし、又は印鑑若しくは拇印を押した場所をもって契約の成立地とする。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第494条① 国が応急工事・災害救助、感染症コントロール又はその他の必要に応じて国の調達任務や指令型任務を下したときは、関係する民事主体は、関係する法律及び法規命令の定める権利と義務に従い、契約を締結しなければならない。

- ② 法律及び法規命令の規定により申込みをする義務を負う当事者は、遅滞なく合理的な申込みをしなければならない。
- ③ 法律及び法規命令の規定により承諾をする義務を負う当事者は、契約を締結しようとする相手方の合理的な求めを拒絶することができない。

第 495 条① 当事者が将来の一定の期間内に契約を締結する旨を約する旨の引受承諾書、注文書又は予約注文書等は、予約契約とする。

② 当事者の一方が予約契約において約した契約締結義務を履行しないときは、相手方は、予約契約に対する違約責任を負うことを求めることができる。

第 496 条① 標準約款とは、当事者が繰り返し使用するためにあらかじめ作成し、かつ、契約締結時に相手方との協議を経ていない条項をいう。

② 標準約款を用いて契約を締結するときは、約款を使用する当事者は、公平の原則に従って当事者間の権利と義務を定め、かつ、合理的な方法により、自身の責任の免除又は軽減をする等相手方が重大な利害関係を有する条項に対する相手方の注意を喚起するとともに、相手方の求めに応じて当該条項について説明をしなければならない。約款を使用する当事者が注意喚起義務又は説明義務を履行しなかったことにより、相手方が自身にとって重大な利害関係を有する条項に注意を払わず又はそれを理解しなかったときは、相手方は、当該条項が契約の内容とならないことを主張することができる。

第 497 条 約款の条項は、次に掲げる場合には、無効とする。

一 この法律第一編第六章第三節及びこの法律第 506 条が定める無効事由に該当するとき。

二 約款を使用する当事者による自己の責任の免除若しくは軽減、相手方の責任の加重、又は相手方の主要な権利の制限が合理的でないとき。

三 約款を使用する当事者が相手方の主要な権利を排除するとき。

第 498 条 約款の条項の理解に争いが生じるときは、通常理解に基づいて解釈する。約款の条項について2つ以上の解釈があるときは、約款を使用する当事者に不利になる解釈をしなければならない。約款の条項であるものと約款の条項でないものとの間に不一致が生じるときは、約款の条項でないものに従う。

第 499 条 懸賞広告者が公開の方法によって、特定の行為を完了する者に対して報酬を支払うことを表明したときは、当該行為を完了した者は、懸賞広告

者に対し、その支払いを請求することができる。

第500条 当事者は、契約の締結過程において、次に掲げる事由によって相手方に損失を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

- 一 契約の締結と称して悪意をもって交渉をすること。
- 二 契約の締結に関係する重要な事実を故意に隠蔽し、又は虚偽の情報を提供すること。
- 三 その他信義誠実の原則に反する行為があること。

第501条 当事者が契約の締結過程において知りえた商業上の秘密又はその他秘密を保持すべき情報は、契約が成立すると否とを問わず、これを漏洩し、又は不正に使用してはならない。当該商業上の秘密又は情報を漏洩し、又は不正に使用することによって相手方に損失を与えた者は、その賠償責任を負わなければならない。

第三章 契約の効力

第502条① 法により成立した契約は、その成立の時から効力を生じる。ただし、法律に別段の規定があるとき又は当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 法律及び法規命令の規定により、契約について許可等の手続をすることを要するものとされるときは、その規定に従う。契約が許可等手続をしなかったことによってその効力を妨げられた場合であっても、当該契約における許可申請等義務の履行に関する条項及びこれに関連する条項の効力を妨げられない。許可申請等手続をすべき当事者がその義務を履行しないときは、相手方は、その者に対し、当該義務違反による責任を負うことを求めることができる。

③ 法律及び法規命令の規定により、契約の変更、譲渡及び解除等について許可等の手続をすることを要するものとされる場合については、前項の規定を適用する。

第503条 無権代理人が本人の名において契約を締結した場合において、本人が契約上の義務を履行し、又は相手方から履行を受領したときは、当該契約を追認したものとみなす。

第504条 法人の法定代表者又は非法人組織の責任者がその権限を越えて契約を締結したときは、相手方がその権限を越えたことを知り、又は知ることができた場合を除き、当該代表行為を有効とし、締結された契約は、当該法人又は当該非法人組織に対してその効力を生ずる。

第505条 当事者が経営の範囲を越えて締結した契約の効力は、この法律第一編第六章第三節及び本編の関係する規定に従って定めるべきであり、単に経営の範囲を越えたことだけをもって契約無効の確認をしてはならない。

第506条 契約における免責条項は、次に掲げる場合には、無効とする。

- 一 相手方の身体に傷害を及ぼした場合におけるものであるとき。
- 二 故意又は重過失により相手方の財産に損失を与えた場合におけるものであるとき。

第507条 契約の効力不発生、無効、取消し又は終了は、契約における紛争解決方法に関する条項の効力を妨げない。

第508条 契約の効力について本編に規定がないときは、この法律第一編第六章の関係規定を適用する。

第四章 契約の履行

第509条① 当事者は、約定に従い、自己の義務を全面的に履行しなければならない。

② 当事者は、信義誠実の原則を遵守し、契約の性質、目的及び取引上の慣習に従い、通知、協力及び秘密保持等の義務を履行しなければならない。

③ 当事者は、契約履行の過程において、資源の浪費、環境の汚染及び生態系の破壊を避けなければならない。

第510条 契約がその効力を生じた後、品質、代金又は報酬及び履行地等の内

容について定めがないか又はその定めが明らかでないときは、当事者は、協議の上これを補充することができる。補充のための協議が調わないときは、当該契約の関連条項又は取引上の慣習に従って定める。

第511条 関係する契約内容について当事者間の定めが明らかでなく、前条の規定によっても定まらないときは、次の各号に定めるところによる。

- 一 品質条件が明らかでない場合において、強制国家標準に従って履行し、強制国家標準がないときは、推奨国家標準に従って履行し、推奨国家標準がないときは、業界標準に従って履行する。国家標準及び業界標準がないときは、通常の標準¹⁸⁾又は契約の目的に適合する特定の標準に従って履行する。
- 二 価格又は報酬が明らかでない場合において、契約を締結した時における履行地の市場価格に従って履行し、法により政府指定価格又は政府指導価格に従うべきものとされるときは、その規定に従って履行する。
- 三 履行地が明らかでない場合において、金銭を給付するときは、金銭を受領する当事者の所在地で履行し、不動産を引き渡すときは、不動産の所在地で履行し、その他の目的物については、義務を履行する当事者の所在地で履行する。
- 四 履行の期限が明らかでない場合において、債務者はいつでも履行することができ、債権者はいつでも履行を請求することができる。ただし、相手方に必要な準備期間を与えなければならない。
- 五 履行の方法が明らかでない場合において、契約目的の実現に有利な方法に従って履行する。

18) ここにいう「通常の標準」とは、一般的には種類の同じ物の同じ価格帯の中等品質をいうものとされ、「同じ種類の商品またはサービスの市場において通常用いられる品質条件」(黄薇主編『中華人民共和國民法典合同編積義』(法律出版社、2020年)112頁)、「特定の業界、分野もしくは地域、または特定の契約種類において通常用いられる標準」(王利明主編『中国民法典積評 合同編・通則』(中国人民大学出版社、2020年)232頁〔尹飛執筆〕)、などと定義されている。

六 履行費用の負担が明らかでない場合において、義務を履行する当事者が負担する。債権者の事由によって増加した履行費用は、債権者が負担する。

第512条① インターネット等情報ネットワークを通して締結された電子契約の目的が商品の引渡しであり、かつ、その引渡しは快速物流の方法によって行われるときは、受取人が受取りの署名をした時をもって引渡時とする。電子契約の目的がサービスの提供であるときは、生成された電子証憑又は現物証憑に記載されている時間をもってサービス提供時とする。前記証憑に時間の記載がないとき又は記載された時間と実際にサービスを提供した時間との間に不一致が生じたときは、実際にサービスを提供した時間による。

② 電子契約の目的物の引渡しはオンライン配信方式によって行われるときは、当該契約の目的物が相手方当事者の指定した特定システムに記録され、かつ、それを検索・識別することができる時間をもって引渡時とする。

③ 電子契約の当事者間に商品の引渡し又はサービスの提供に係る方法及び時間について別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第513条 政府指定価格又は政府指導価格による場合において、契約で定められた引渡期間内において政府価格に変動が生じたときは、引渡時の価格に従って金額を定める。期限を過ぎた後に目的物を引き渡す場合において、価格が上昇したときは、元の価格に従って定め、価格が下落したときは、新しい価格に従って定める。期限を過ぎた後に目的物を受領し、又は代金を支払う場合において、価格が上昇したときは、新しい価格に従って定め、価格が下落したときは、元の価格に従って定める。

第514条 金銭の支払いを内容とする債務について、法律に別段の規定がある場合又は当事者間に別段の定めがある場合を除き、債権者は、債務者に対し、実際の履行地の法定通貨をもって履行することを請求することができる。

第515条① 債務者が数個ある目的のうちの1個を履行すれば足りるものとされるときは、債務者がその選択権を有する。ただし、法律に別段の規定があるとき、当事者間に別段の定めがあるとき、又は別段の取引上の慣習がある

ときは、この限りでない。

- ② 選択権を有する当事者が約定の期間内に又は履行期到来時に選択をせず、催告を受けた後もなお合理的な期間内に選択をしないときは、選択権は、相手方に移転する。

第516条① 選択権を行使する当事者は、遅滞なく相手方に通知をしなければならず、[債権の] 目的は、当該通知が相手方に到達した時に特定する。目的の特定後においては、これを変更することができない。ただし、相手方の同意を得たときは、この限りでない。

- ② 選択可能な目的が履行不能になったときは、選択権を有する当事者は、履行不能になった目的を選択することができない。ただし、当該履行不能が相手方によって生ぜしめられたときは、この限りでない。

第517条① 債権者が2人以上ある場合において、目的が可分であり、各債権者がその割合に応じて債権を有するときは、可分債権とする。債務者が2人以上ある場合において、目的が可分であり、各債務者がその割合に応じて債務を負担するときは、可分債務とする。

- ② 可分債権者間又は可分債務者間の割合を定めることができないときは、各自の割合が相等しいものとみなす。

第518条① 債権者が2人以上ある場合において、一部又はすべての債権者がいずれも債務者に対して債務の履行を請求することができるときは、連帯債権とする。債務者が2人以上ある場合において、債権者が一部又はすべての債務者に対して債務の全部の履行を請求することができるときは、連帯債務とする。

- ② 連帯債権又は連帯債務は、法律がこれを規定し、又は当事者がこれを定める。

第519条① 連帯債務者間の割合を定めることができないときは、各自の割合が相等しいものとみなす。

- ② 実際に自己の負担部分を超えて債務を負担した連帯債務者は、その超過部

分について、他の連帯債務者に対し、その未履行の負担部分の範囲内において求償をすることができ、かつ、それに応じた債権者の権利を有する。ただし、債権者の利益を害することができない。他の連帯債務者は、債権者に対する抗弁をもって当該債務者に対して主張することができる。

- ③ 求償を受けた連帯債務者がその負担部分を履行することができないときは、他の連帯債務者は、それに応じた範囲内において、各自の割合に応じて負担する。

第 520 条① 一部の連帯債務者が履行、相殺又は目的物の供託をしたときは、他の債務者の債権者に対する債務は、それに応じた範囲内において消滅する。当該債務者は、前条の規定に従い、他の債務者に求償をすることができる。

- ② 一部の連帯債務者が債権者から債務の免除を受けたときは、他の債務者の債権者に対する債務は、当該連帯債務者の負担部分の範囲内において消滅する。

- ③ 一部の連帯債務者の債務と債権者の債権とが同一人に帰属したときは、債権者の他の債務者に対する債権は、当該債務者の負担部分を控除した後〔の残額について〕存続する。

- ④ 一部の連帯債務者の給付に対する債権者の受領遅滞は、他の連帯債務者に対してもその効力を生ずる。

第 521 条① 連帯債権者間の割合を定めることができないときは、各自の割合が相等しいものとみなす。

- ② 実際に債権を受領した連帯債権者は、各自の割合に応じて他の連帯債権者に返還しなければならない。

- ③ 連帯債権について、本章中の連帯債務に関する規定を準用する。

第 522 条① 当事者間で債務者が第三者に対して債務を履行すべき旨を約した場合において、債務者は、第三者に対して債務を履行せず、又はその債務の履行が約定に適合しないときは、債権者に対して違約責任を負わなければならない。

- ② 法律の規定又は当事者の定めによって第三者が直接に債務者に対して債務の履行を請求することができるものとされ、第三者が合理的な期間内にそれを明確に拒絶しなかった場合において、債務者が第三者に対して債務を履行せず、又はその債務の履行が約定に適合しないときは、第三者は、債務者に対し、違約責任を負うことを求めることができる。債務者は、債権者に対する抗弁をもって第三者に対して主張することができる。

第523条 当事者間で第三者が債権者に対して債務を履行すべき旨を約した場合において、第三者が債務を履行せず、又はその債務の履行が約定に適合しないときは、債務者は、債権者に対して違約責任を負わなければならない。

第524条① 債務者が債務を履行しないときは、当該債務の履行について合法的な利益を有する第三者は、債務者に代わって債権者に対して履行をすることができる。ただし、債務の性質、当事者の定め又は法律の規定により、債務者しか履行できないものとされるときは、この限りでない。

- ② 債権者が第三者からの履行を受けたときは、債務者に対して有した債権は、当該第三者に移転する。ただし、債務者と第三者の間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第525条 当事者が互いに債務を負う場合において、履行の順序に先後がないときは、同時に履行する。当事者の一方は、相手方が履行するまでは、その履行の請求を拒むことができる。当事者の一方は、相手方による債務の履行が約定に適合しないときは、それに応じた履行の請求を拒むことができる。

第526条 当事者が互いに債務を負う場合において、履行の順序に先後があり、先に債務を履行すべき当事者が履行しないときは、後履行すべき当事者は、その履行の請求を拒むことができる。先履行すべき当事者による債務の履行が約定に適合しないときは、後履行すべき当事者は、それに応じた履行の請求を拒むことができる。

第527条① 先に債務を履行すべき当事者は、確かな証拠をもって、相手方に次に掲げる事実があることを証明したときは、履行を停止することができる。

- 一 経営状況が著しく悪化したこと。
 - 二 債務を逃れるために財産を移転し、資金をひそかに引き揚げること。
 - 三 営業上の信用を喪失したこと。
 - 四 債務を履行する能力を喪失し、又は喪失するおそれのあるその他の事情。
- ② 当事者は、確かな証拠なく履行を停止したときは、違約責任を負わなければならない。

第 528 条 当事者は、前条の規定により履行を停止したときは、遅滞なく相手方に通知をしなければならない。相手方が相当の担保を供したときは、履行を再開しなければならない。履行を停止した後において、相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、かつ、相当の担保を供しなかったときは、自己の行為によって主たる債務を履行しないことを表示したものとみなし、履行を停止した当事者は、契約を解除し、かつ、相手方に対し、違約責任を負うことを求めることができる。

第 529 条 債権者が分割、合併又は住所変更をした旨を債務者に通知せず、それによって債務の履行が困難になったときは、債務者は、履行を停止し、又は目的物を供託することができる。

第 530 条① 債権者は、債務者による履行期到来前の債務の履行を拒むことができる。ただし、履行期到来前の履行が債権者の利益を害しないときは、この限りでない。

② 債務者が履行期到来前に債務を履行することによって債権者に生じた増加費用は、債務者が負担する。

第 531 条① 債権者は、債務者による債務の一部の履行を拒むことができる。ただし、一部履行が債権者の利益を害しないときは、この限りでない。

② 債務者が債務の一部を履行することによって債権者に生じた増加費用は、債務者が負担する。

第 532 条 契約の効力が生じた後、当事者は、氏名若しくは名称の変更、又は法定代表者、責任者若しくは担当者の変動を理由に、契約上の義務の履行を

拒むことができない。

第533条① 契約が成立した後において、契約の基礎となる事情に当事者が契約締結時に予見することができない商業リスクに属しない重大な変化が生じ、それによって引き続き契約を履行することが当事者の一方に明らかな不公平を生じるときは、不利益を受ける当事者は、改めて相手方と協議することができる。合理的な期間内に協議が調わないときは、当事者は、契約の変更又は解除を人民法院又は仲裁機関に請求することができる。

② 人民法院又は仲裁機関は、当該事案の具体的な事情を考慮し、公平の原則に従って契約を変更し、又は解除する。

第534条 当事者が契約に仮託して行われた国家の利益及び社会公共利益を害する行為について、市場監督管理その他の関係する行政主管部門が、法律及び法規命令の規定に従ってこれを監督し、処理する責任を持つ。

第五章 契約の保全

第535条① 債務者が自己の債権又はその債権に関連する従たる権利の行使を怠り、これによって債権者が履行期にある債権の実現を妨げられたときは、債権者は、自己の名において債務者がその相手方に対して有する権利を代位行使することを人民法院に請求することができる。ただし、当該権利が債務者の一身に専属するものであるときは、この限りでない。

② 代位権行使の範囲は、債権者の履行期にある債権を限度とする。債権者による代位権の行使に必要な費用は、債務者が負担する。

③ 相手方は、債務者に対する抗弁をもって債権者に対して主張することができる。

第536条 債権者の債権の履行期が到来する前に、債務者の債権又は当該債権に係る従たる権利の訴訟時効期間が間もなく満了し、又は適時に破産債権の届出をしない等の事由があり、それによって債権者による債権の実現を妨げられるときは、債権者は、代位して、債務者に対して債務を履行するこ

とを債務者の相手方に請求し、破産管財人に対して届出をし、又はその他必要な行為をすることができる。

第 537 条 人民法院が代位権の成立を認めた場合において、債務者の相手方は債権者に対して義務を履行し、債権者がその履行を受けたときは、債権者と債務者及び債務者とその相手方の間に存するそれに相当する権利義務が消滅する。債務者が相手方に対して有する債権又は当該債権に関する従たる権利について保全及び執行の措置が講じられたとき、又は債務者が破産したときは、関係する法律の規定に従って処理する。

第 538 条 債務者がその債権若しくは債権の担保を放棄し、その財産を無償で譲渡する等の方法によって無償で財産上の権利と利益を処分し、又は悪意をもって履行期の到来した債権の履行期限を延長し、それによって債権者による債権の実現を妨げられたときは、債権者は、債務者の行為の取消しを人民法院に請求することができる。

第 539 条 債務者が明らかに不合理な低価格でその財産を譲渡し、明らかに不合理な高価格で他人の財産を譲り受け、又は他人の債務のために担保を供し、それによって債権者による債権の実現を妨げられた場合において、債務者の相手方が当該事情を知り、又は知ることができたときは、債権者は、債務者の行為の取消しを人民法院に請求することができる。

第 540 条 取消権行使の範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者による取消権の行使に必要な費用は、債務者が負担する。

第 541 条 取消権は、債権者が取消しの事由を知り、又は知ることができた日から 1 年以内に行使しなければならない。債務者の行為があった日から 5 年以内に取消権を行使しなかったときは、当該取消権は、消滅する。

第 542 条 債権者による債権の実現を妨げる債務者の行為は、取消しがあったときは、初めから法律上の拘束力を有しない。

第六章 契約の変更及び譲渡

第543条 当事者は、協議して合意の上で、契約を変更することができる。

第544条 契約の変更の内容に関する当事者の定めが明確でないときは、変更しなかったものと推定する。

第545条① 債権者は、債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 債権の性質上、譲渡を許さないとき。
- 二 当事者の定めにより、譲渡できないものとされるとき。
- 三 法律の規定により、譲渡できないものとされるとき。

② 当事者間で非金銭債権の譲渡を禁止する旨を約したときは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。当事者間で金銭債権の譲渡を禁止する旨を約したときは、これをもって第三者に対抗することができない。

第546条① 債権者が債権を譲渡するときに債務者に通知をしなければ、当該譲渡は、債務者に対してその効力を生じない。

② 債権譲渡の通知は、取り消すことができない。ただし、譲受人の同意を得たときは、この限りでない。

第547条① 債権者が債権を譲渡したときは、譲受人は、その債権に関連する従たる権利を取得する。ただし、当該従たる権利が債権者の一身に専属するものであるときは、この限りでない。

② 譲受人による従たる権利の取得は、当該従たる権利について移転登記手続を経由しないこと又はその占有を移転しないことによって妨げられない。

第548条 債権譲渡の通知を受け取った債務者は、譲渡人に対する抗弁をもって譲受人に対して主張することができる。

第549条 債務者は、次に掲げる場合には、譲受人に対して相殺を主張することができる。

- 一 債務者が債権譲渡の通知を受け取った時に、債務者が譲渡人に対して債権を有し、かつ、債務者の債権の履行期が譲渡の対象となる債権のそれよ

りも先に到来するか、又は同時に到来するとき。

二 債務者の債権と譲渡の対象となる債権が同一の契約から発生するものであるとき。

第 550 条 債権の譲渡によって増加した履行費用は、譲渡人が負担する。

第 551 条① 債務者が債務の全部又は一部を第三者に移転するときは、債権者の同意を得なければならない。

② 債務者又は第三者は、債権者に対し、合理的な期間内において同意をすべき旨を催告することができ、[上記期間内に] 債権者がその旨の表示をしないときは、同意しないものとみなす。

第 552 条 第三者が債務者に債務の引き受けを約し、かつ、その旨を債権者に通知し、又は第三者が債権者に対して債務を引き受ける意思を表示した場合において、債権者が合理的な期間内において明確に拒絶しないときは、債権者は、第三者に対し、引き受ける意思のある債務の範囲内において、債務者と連帯して債務を負担することを求めることができる。

第 553 条 債務者が債務を移転したときは、新債務者は、旧債務者が債権者に対して有する抗弁を主張することができる。旧債務者が債権者に対して債権を有するときは、新債務者は、これをもって債権者に対して相殺を主張することができない。

第 554 条 債務者が債務を移転したときは、新債務者は、主たる債務に関連する従たる債務を負担しなければならない。ただし、当該従たる債務が旧債務者の一身に専属するものであるときは、この限りでない。

第 555 条 当事者の一方は、相手方の同意を得て、契約から生じた自己の権利義務を一括して第三者に移転することができる。

第 556 条 債権譲渡及び債務移転に関する規定は、契約から生じた権利義務を一括して移転する場合に適用する。

第七章 契約から生じた権利義務の消滅

第557条① 債権債務は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 一 債務がすでに履行されたとき。
- 二 債務について相殺がなされたとき。
- 三 債務者が適法に目的物を供託したとき。
- 四 債権者が債務を免除したとき。
- 五 債権と債務が同一人に帰属したとき。
- 六 法律又は当事者が定めるその他の消滅事由があったとき。

② 契約が解除されたときは、当該契約から生じた権利義務関係は、消滅する。

第558条 債権債務が消滅した後、当事者は、信義誠実の原則等に従い、取引上の慣習により、通知、協力、秘密保持及び使用済み目的物の回収等の義務を履行しなければならない。

第559条 債権債務が消滅したときは、債権の従たる権利も同時に消滅する。ただし、法律に別段の規定があるとき又は当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第560条① 債務者が同一の債権者に対して数個の同種の債務を負担している場合において、債務者の給付がすべての債務を弁済するのに足りないときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、債務者は、弁済の時にその履行すべき債務を指定することができる。

② 債務者が指定しないときは、弁済期にある債務を先に履行し、数個の債務がすべて弁済期にあるときは、債権者にとって担保がないか、又は担保の最も少ない債務を先に履行し、すべての債務に担保がないか、又は担保が同じであるときは、債務者の負担がより重い債務を先に履行し、負担が同じであるときは、債務の弁済期の先後に従って履行し、弁済期が同じであるときは、債務の割合に従って履行する。

第561条 債務者は、主たる債務を履行するほか利息及び債権の実現に係る費用を支払う必要がある場合において、その給付がすべての債務を弁済するの

に足りないときは、当事者間に別段の定めがある場合を除き、次に定める順序に従って履行する。

- 一 債権の実現に係る費用
- 二 利息
- 三 主たる債務

第562条① 当事者は、協議して合意の上で、契約を解除することができる。

② 当事者は、そのうち的一方による契約解除の事由を定めることができる。契約解除の事由が発生したときは、解除権者は、契約を解除することができる。

第563条① 当事者は、次に掲げる場合には、契約を解除することができる。

- 一 不可抗力により契約の目的を達することができなくなったとき。
- 二 履行期到来前に、当事者の一方が主たる債務を履行しないことを明確に表示し、又はその行為によってそれを表示したとき。
- 三 当事者の一方による主たる債務の履行が遅滞に陥り、催告を受けた後もなお合理的な期間内に履行がないとき。
- 四 当事者の一方による債務の履行遅滞又はその他の違約行為により、契約の目的を達することができなくなったとき。
- 五 法律が定めるその他の事由があったとき。

② 債務の継続的履行を内容とする不定期契約については、各当事者は、いつでも契約を解除することができる。ただし、合理的な期間を定めて相手方に通知をしなければならない。

第564条① 法律の規定又は当事者の定めにより解除権の行使期間が定められている場合において、当該期間満了前に当事者がこれを行使しなかったときは、当該権利は、消滅する。

② 解除権の行使期間について法律の規定又は当事者の定めがない場合において、解除権者が解除事由を知り若しくは知ることができた日から1年以内に行使しないとき、又は相手方の催告を受けた後合理的な期間内に行使しない

ときは、当該権利は、消滅する。

第565条① 当事者の一方が法により契約の解除を主張するときは、相手方に通知をしなければならない。契約は、当該通知が相手方に到達した時に解除される。通知に債務者が一定の期間内に債務を履行しないときに契約が当然に解除される旨の記載があるときは、契約は、当該通知に記載された期間が満了した時に解除される。契約の解除について相手方が異議を述べたときは、各当事者は、いずれも解除の効力の確認を人民法院又は仲裁機関に請求することができる。

② 当事者の一方が相手方に通知をせず、直ちに、訴えを提起し又は仲裁を申し立てて法により契約の解除を主張する場合において、人民法院又は仲裁機関が当該主張を確認したときは、当該契約は、訴状又は仲裁申立書の副本が相手方に到達した時に解除される。

第566条① 契約が解除された場合において、[債務が] まだ履行されていないときは、その履行を中止し、すでに履行されたときは、履行の状況及び契約の性質に従い、当事者は、原状回復又はその他の救済措置の実行を請求することができる。さらに損害賠償を請求することができる。

② 契約が違約によって解除されたときは、解除権者は、違約当事者に対し、違約責任を負うことを求めることができる。ただし、当事者間に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 主たる契約が解除されたときは、担保人は、債務者が負うべき民事責任についても担保責任を負う。ただし、担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第567条 契約から生じた権利義務関係の消滅は、当該契約中の決済及び清算に関する条項の効力を妨げない。

第568条① 当事者が互いに債務を負う場合において、債務の目的物の種類及び品質が同じであるときは、いずれの当事者も、自己の債務をもって相手方の履行期にある債務と相殺することができる。ただし、債務の性質、当事者

の定め又は法律の規定により相殺を許さないときは、この限りでない。

- ② 当事者は、相殺を主張するときは、相手方に通知をしなければならない。当該通知は、相手方に到達した時からその効力を生ずる。相殺には、条件又は期限を付することができない。

第 569 条 当事者が互いに債務を負う場合において、目的物の種類及び品質が異なる場合であっても、協議して合意の上で、相殺をすることができる。

第 570 条① 次に掲げる事由によって債務の履行が困難になったときは、債務者は、目的物を供託することができる。

- 一 債権者が正当な理由なく受領を拒むこと。
- 二 債権者が行方不明になったこと。
- 三 債権者が死亡して相続人又は遺産管理者がまだ定まらないこと、又は債権者が民事行為能力を喪失して監護人がまだ定まらないこと。
- 四 法律が定めるその他の事由。

- ② 目的物が供託に適さず、又は供託に係る費用が過度に高いときは、債務者は、法により、目的物を競売又は換金して得た代金を供託することができる。

第 571 条① 供託は、債務者が目的物、又は目的物を競売若しくは換金して得た代金を供託機関に引き渡した時に成立する。

- ② 供託が成立したときは、債務者が供託した範囲内においてすでに目的物を引き渡したものとみなす。

第 572 条 目的物を供託したときは、債務者は、遅滞なく、債権者又はその相続人、遺産管理人、監護人若しくは財産管理人に通知をしなければならない。

第 573 条 目的物を供託した後は、その毀損又は滅失の危険は、債権者が負担する。供託期間中に目的物から生ずる果実は、債権者の所有に帰する。供託に係る費用は、債権者が負担する。

第 574 条① 債権者は、いつでも、供託物の還付を受けることができる。ただし、債権者が債務者に対して履行期の到来した債務を負担しているときは、

供託機関は、債務者の請求により、債権者がその債務を履行し、又は担保を供するまで、供託物の還付を拒絶することができる。

- ② 供託物の還付を受ける債権者の権利は、供託のあった日から5年以内に行使しなければ消滅し、[この場合において、] 供託物は、供託に係る費用を控除して国の所有に帰する。ただし、債権者が債務者に対して負担している履行期の到来した債務を履行しないとき、又は債権者が供託機関に対し、書面により、供託物の還付を受ける権利を放棄することを表示したときは、債務者は、供託に係る費用を負担して供託物の取戻しをすることができる。

第575条 債権者が債務者の一部又は全部の債務を免除したときは、債権債務の一部又は全部は、消滅する。ただし、債務者が合理的な期間内にこれを拒絶したときは、この限りでない。

第576条 債権と債務が同一人に帰属したときは、債権債務は、消滅する。ただし、第三者の利益を害するときは、この限りでない。

第八章 違約責任

第577条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しないときは、[その者は、] 現実的履行、追完又は損害賠償等の違約責任を負わなければならない。

第578条 当事者の一方が契約上の義務を履行しないことを明確に表示し、又は自己の行為によってそれを表示したときは、相手方は、履行期到来前であっても、その者に対し、違約責任を負うことを求めることができる。

第579条 当事者の一方が代金、報酬、賃料若しくは利息を支払わず、又はその他の金銭債務を履行しないときは、相手方は、その者に対し、その支払いを請求することができる。

第580条① 当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定に適合しないときは、相手方は、その履行を請求することができる。ただし、次に掲げる事由があるときは、この限りでない。

- 一 履行が法律上又は事実上できないこと。
 - 二 債務の目的が強制履行に適さず、又は履行費用が過度に高いこと。
 - 三 債権者が合理的な期間内にその履行を請求しなかったこと。
- ② 前項各号に定めるいずれかの事由により契約目的を達成することができなくなったときは、人民法院又は仲裁機関は、当事者の請求により、契約から生じた権利義務関係を終了させることができる。ただし、違約責任の負担を妨げない。
- 第 581 条 当事者の一方が債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しない場合において、債務の性質により履行の強制を許さないときは、相手方は、その者に対し、第三者に代替履行させることにより生じた費用の負担を求めることができる。
- 第 582 条 履行が約定に適合しないときは、当事者の定めに従って違約責任を負わなければならない。違約責任について定めがなく、又はその定めが明らかでない場合において、この法律第 510 条の規定によっても定まらないときは、被害当事者は、目的の性質に従い、損害の程度に応じて、その合理的な選択により、相手方に対し、修補、やり直し、取替え、返品又は代金若しくは報酬の減額等の違約責任を負うことを求めることができる。
- 第 583 条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しない場合において、その義務を履行し又は追完をした後、相手方になお損害が残るときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第 584 条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しないことにより、相手方に損害を生じたときは、損害賠償の額は、契約が履行されたならば得られるはずの利益を含み、違約によって生じた損害に及ぶ。ただし、違約当事者が契約締結時において契約違反により生ずべきことを予見し、又は予見することができた損害を超えないものとする。
- 第 585 条① 当事者は、そのうちの一方が違約した場合に違約の状況に応じて

相手方に一定の金額の違約金を支払うべきことを定めること、及び違約により生ずべき損害賠償額の算定方法を定めることができる。

- ② 約定の違約金もたらされた損害〔の額〕より低いときは、人民法院又は仲裁機関は、当事者の請求により、増額をすることができる。約定の違約金もたらされた損害〔の額〕より過度に高いときは、人民法院又は仲裁機関は、当事者の請求により、適度に減額をすることができる。
- ③ 当事者が履行遅延について違約金を定めたときは、違約当事者は、違約金を支払い、なおその債務を履行しなければならない。

第586条① 当事者は、そのうち的一方が債権を担保するために相手方に手付を交付することを約することができる。手付契約は、手付を現実に交付した時に成立する。

- ② 手付の額は、当事者がこれを定める。ただし、当該契約の主たる目的の額の20パーセントを超えることができず、超過部分については手付の効力を生じない。実際に交付した手付の額が約定の額より多い又は少ないときは、定められた手付の額を変更したものとみなす。

第587条 債務者が債務を履行したときは、手付を代金に充当し、又は返還しなければならない。手付を交付した当事者は、その債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しないことによって契約の目的を達することができなくなったときは、手付の返還を請求することができない。手付を受領した当事者は、その債務をせず、又は債務の履行が約定に適合しないことによって契約の目的を達することができなくなったときは、手付の倍額を返還しなければならない。

第588条① 当事者が違約金とともに手付を定めた場合において、そのうち的一方が契約に違反したときは、相手方は、違約金に関する条項又は手付に関する条項のいずれかを選択して適用することができる。

- ② 手付が当事者の一方の違約によって生じた損害の填補に足りないときは、相手方は、手付の額を超える部分の損害の賠償を請求することができる。

第 589 条① 債務者が約定に従って債務を履行したにもかかわらず、債権者が正当な理由なくその受領を拒むときは、債務者は、債権者に対し、これによって増加した費用の賠償を請求することができる。

② 債権者が受領遅滞にある間は、債務者は、利息を支払う必要がない。

第 590 条① 当事者の一方が不可抗力により契約を履行することができないときは、その不可抗力の影響に応じて責任の一部又は全部を免除する。ただし、法律に別段の規定があるときは、この限りでない。不可抗力により契約を履行することができなくなったときは、これによって相手方に生ずべき損害を軽減するために、遅滞なくその旨を相手方に通知し、併せて合理的な期間内にそれを証明するものを提出しなければならない。

② 当事者が履行遅滞に陥った後に不可抗力が発生したときは、その違約責任を免れない。

第 591 条① 当事者の一方が契約に違反したときは、相手方は、損害の拡大を防止するための適切な措置をとらなければならない。適切な措置をとらなかったために損害が拡大したときは、拡大した損害についてその賠償を請求することができない。

② 当事者が損害の拡大を防止するために支出した合理的な費用は、違約当事者の負担とする。

第 592 条① すべての当事者が契約に違反したときは、各当事者は、応分の責任を負わなければならない。

② 当事者の一方の契約違反によって相手方に損害を生じた場合において、損害の発生について相手方に故意又は過失¹⁹⁾があるときは、それに応じて損害賠償の額を減ずることができる。

第 593 条 当事者の一方は、第三者の事由によって契約に違反したときは、法により、相手方に対して違約責任を負わなければならない。[契約に違反し

19) 原文は「過錯」。故意と過失を含む概念として使われている。拙稿「〔資料〕中華人民共和國不法行為責任法（仮訳）」高岡法学 28 号（2010 年 3 月）205 頁注(6)参照。

た] 当事者と第三者の間の紛争は、法律の規定又は約定に従って解決する。

第594条 国際物品売買契約及び技術輸出入契約をめぐる紛争について訴えを提起し、又は仲裁を申し立てる時効期間は4年とする。